

## 2

## 待機児童の解消

### 待機児童の現状

2016（平成28）年4月には、保育所等の定員が263万4,510人となり、就学前児童の保育所等利用児童割合（保育所等利用児童数÷

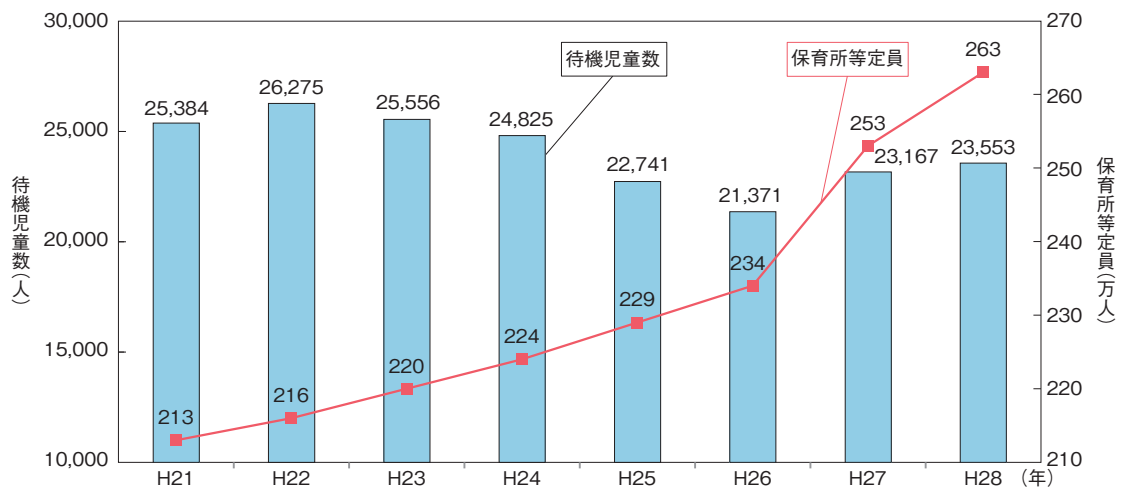
就学前児童数）は39.9%となっている。保育所等待機児童数については、2万3,553人（対前年比386人増）となっている。女性の就業の増加や保育利用率の上昇などにより、保育の利用申込者数が増加し、2016年4月時点の待機児童数は前年度と比較して増加している。（第2-1-4図、第2-1-5表、第2-1-6表）

### 第2-1-4図 保育所待機児童の現状

- 平成28年4月1日現在の待機児童数は2万3,553人（前年比386人増）
- 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約86.8%（20,446人）
- 平成28年4月1日現在の保育所等\*1の定員は263万4,510人
- 待機児童がいる市区町村数は、386市区町村（全体（1,741自治体）の約22.2%）  
⇒うち、待機児童が50人以上の市区町村は116、100人以上の市区町村は65
- 都市部\*2の待機児童が全体の約74.3%（17,501人）
- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までの待機児童の解消を目指し取組を進めている。

\*1 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を含む  
\*2 首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、近畿圏（京都府・大阪府・兵庫県）の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

待機児童数と保育所等定員の推移



\*平成27年より、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を含む。

資料：厚生労働省資料

第2-1-5表 待機児童数50人以上の市区町村

(平成28年4月1日現在)

|    | 都道府県 | 市区町村 | 待機児童数 | 対前年増減 |           | 都道府県 | 市区町村  | 待機児童数 | 対前年増減  |       |
|----|------|------|-------|-------|-----------|------|-------|-------|--------|-------|
| 1  | 東京都  | 世田谷区 | 1,198 | 16    | 61        | 埼玉県  | 戸田市   | 106   | 72     |       |
| 2  | 岡山県  | 岡山市  | 729   | 595   | 62        | 東京都  | 葛飾区   | 106   | ▲146   |       |
| 3  | 沖縄県  | 那覇市  | 559   | 20    | 63        | 東京都  | 豊島区   | 105   | ▲104   |       |
| 4  | 千葉県  | 市川市  | 514   | 141   | 64        | 東京都  | 国分寺市  | 102   | 14     |       |
| 5  | 東京都  | 江戸川区 | 397   | 50    | 65        | 茨城県  | つくば市  | 101   | ▲3     |       |
| 6  | 東京都  | 板橋区  | 376   | ▲2    | 100人以上 小計 |      |       |       | 15,108 | 1,199 |
| 7  | 沖縄県  | 沖縄市  | 360   | 64    | 66        | 埼玉県  | 川口市   | 98    | ▲123   |       |
| 8  | 大分県  | 大分市  | 350   | ▲134  | 67        | 東京都  | 文京区   | 98    | 29     |       |
| 9  | 香川県  | 高松市  | 321   | 192   | 68        | 福岡県  | 筑紫野市  | 95    | 32     |       |
| 10 | 東京都  | 渋谷区  | 315   | 63    | 69        | 愛媛県  | 松山市   | 94    | ▲1     |       |
| 11 | 東京都  | 足立区  | 306   | ▲16   | 70        | 千葉県  | 木更津市  | 92    | 27     |       |
| 12 | 東京都  | 目黒区  | 299   | 5     | 71        | 東京都  | 東久留米市 | 92    | 5      |       |
| 13 | 東京都  | 府中市  | 296   | ▲56   | 72        | 沖縄県  | 北中城村  | 92    | 48     |       |
| 14 | 兵庫県  | 明石市  | 295   | 139   | 73        | 福岡県  | 大野城市  | 91    | 45     |       |
| 15 | 東京都  | 調布市  | 289   | ▲7    | 74        | 神奈川県 | 茅ヶ崎市  | 89    | ▲26    |       |
| 16 | 東京都  | 江東区  | 277   | 110   | 75        | 沖縄県  | 中城村   | 86    | 64     |       |
| 17 | 大阪府  | 大阪市  | 273   | 56    | 76        | 奈良県  | 奈良市   | 85    | 6      |       |
| 18 | 東京都  | 三鷹市  | 264   | 55    | 77        | 東京都  | 国立市   | 81    | ▲18    |       |
| 19 | 東京都  | 中央区  | 263   | 144   | 78        | 熊本県  | 益城町   | 81    | 23     |       |
| 20 | 東京都  | 中野区  | 257   | 85    | 79        | 埼玉県  | 朝霞市   | 79    | 32     |       |
| 21 | 東京都  | 台東区  | 240   | 70    | 80        | 千葉県  | 浦安市   | 79    | 50     |       |
| 22 | 東京都  | 北区   | 232   | 72    | 81        | 東京都  | 多摩市   | 79    | 30     |       |
| 23 | 沖縄県  | 浦添市  | 231   | 74    | 82        | 沖縄県  | 読谷村   | 78    | 18     |       |
| 24 | 大阪府  | 吹田市  | 230   | 140   | 83        | 福岡県  | 久留米市  | 78    | 45     |       |
| 25 | 東京都  | 大田区  | 229   | 75    | 84        | 埼玉県  | 草加市   | 77    | ▲49    |       |
| 26 | 大阪府  | 豊中市  | 217   | ▲36   | 85        | 沖縄県  | 南城市   | 77    | ▲19    |       |
| 27 | 静岡県  | 浜松市  | 214   | ▲193  | 86        | 東京都  | 東村山市  | 76    | 44     |       |
| 28 | 宮城県  | 仙台市  | 213   | ▲206  | 87        | 千葉県  | 富里市   | 73    | 29     |       |
| 29 | 千葉県  | 船橋市  | 203   | ▲422  | 88        | 福岡県  | 福岡市   | 73    | 12     |       |
| 30 | 東京都  | 立川市  | 198   | 15    | 89        | 滋賀県  | 東近江市  | 72    | 33     |       |
| 31 | 沖縄県  | 南風原町 | 188   | 61    | 90        | 大阪府  | 池田市   | 71    | 71     |       |
| 32 | 東京都  | 日野市  | 183   | 19    | 91        | 埼玉県  | 新座市   | 70    | 20     |       |
| 33 | 兵庫県  | 西宮市  | 183   | 107   | 92        | 千葉県  | 習志野市  | 70    | 27     |       |
| 34 | 東京都  | 町田市  | 182   | 29    | 93        | 埼玉県  | 狭山市   | 69    | 48     |       |
| 35 | 東京都  | 品川区  | 178   | ▲37   | 94        | 埼玉県  | 川越市   | 67    | ▲7     |       |
| 36 | 沖縄県  | 宜野湾市 | 172   | ▲178  | 95        | 鹿児島県 | 出水市   | 66    | ▲1     |       |
| 37 | 東京都  | 小平市  | 167   | ▲11   | 96        | 長崎県  | 長崎市   | 66    | 30     |       |
| 38 | 東京都  | 練馬区  | 166   | ▲10   | 97        | 福島県  | 南相馬市  | 65    | 31     |       |
| 39 | 東京都  | 荒川区  | 164   | 116   | 98        | 山口県  | 山口市   | 65    | ▲3     |       |
| 40 | 広島県  | 広島市  | 161   | 95    | 99        | 東京都  | 港区    | 64    | 34     |       |
| 41 | 東京都  | 小金井市 | 154   | ▲10   | 100       | 三重県  | 四日市市  | 64    | 5      |       |
| 42 | 東京都  | 西東京市 | 154   | 11    | 101       | 宮城県  | 宮崎市   | 64    | 64     |       |
| 43 | 鹿児島県 | 鹿児島市 | 151   | 127   | 102       | 滋賀県  | 彦根市   | 63    | 12     |       |
| 44 | 大阪府  | 茨木市  | 147   | ▲39   | 103       | 宮城県  | 石巻市   | 62    | 17     |       |
| 45 | 沖縄県  | 石垣市  | 147   | ▲59   | 104       | 沖縄県  | 宮古島市  | 61    | 13     |       |
| 46 | 千葉県  | 流山市  | 146   | 97    | 105       | 沖縄県  | 嘉手納町  | 60    | 0      |       |
| 47 | 東京都  | 狛江市  | 142   | ▲33   | 106       | 兵庫県  | 神戸市   | 59    | 46     |       |
| 48 | 兵庫県  | 加古川市 | 140   | ▲112  | 107       | 福島県  | 田村市   | 58    | 32     |       |
| 49 | 東京都  | 八王子市 | 139   | ▲5    | 108       | 東京都  | 新宿区   | 58    | ▲110   |       |
| 50 | 東京都  | 杉並区  | 136   | 94    | 109       | 兵庫県  | 太子町   | 58    | 32     |       |
| 51 | 東京都  | 墨田区  | 134   | 58    | 110       | 沖縄県  | 糸満市   | 58    | ▲69    |       |
| 52 | 沖縄県  | うるま市 | 131   | 16    | 111       | 福岡県  | 粕屋町   | 57    | 35     |       |
| 53 | 大阪府  | 東大阪市 | 127   | ▲79   | 112       | 滋賀県  | 近江八幡市 | 56    | 11     |       |
| 54 | 福島県  | 福島市  | 125   | 29    | 113       | 神奈川県 | 藤沢市   | 55    | ▲28    |       |
| 55 | 福岡県  | 須恵町  | 125   | ▲3    | 114       | 千葉県  | 八千代市  | 53    | 11     |       |
| 56 | 福岡県  | 太宰府市 | 124   | 64    | 115       | 福島県  | 郡山市   | 52    | 26     |       |
| 57 | 茨城県  | 水戸市  | 123   | ▲35   | 116       | 岩手県  | 一関市   | 51    | 17     |       |
| 58 | 東京都  | 武蔵野市 | 122   | ▲5    | 50～99人 小計 |      |       |       | 3,677  | 700   |
| 59 | 福岡県  | 春日市  | 121   | 19    | 50人以上 合計  |      |       |       | 18,785 | 1,899 |
| 60 | 岡山県  | 倉敷市  | 111   | ▲69   |           |      |       |       |        |       |

資料：厚生労働省資料

第2-1-6表 年齢区分別待機児童数

平成28年4月1日現在

| 年齢区分       | 利用児童       |        | 待機児童    |        |
|------------|------------|--------|---------|--------|
|            | 人数         | 割合     | 人数      | 割合     |
| 低年齢児（0～2歳） | 975,056人   | 39.7%  | 20,446人 | 86.8%  |
| うち0歳児      | 137,107人   | 5.6%   | 3,688人  | 15.7%  |
| うち1歳児・2歳児  | 837,949人   | 34.1%  | 16,758人 | 71.1%  |
| 3歳以上児      | 1,483,551人 | 60.3%  | 3,107人  | 13.2%  |
| 全年齢児計      | 2,458,607人 | 100.0% | 23,553人 | 100.0% |

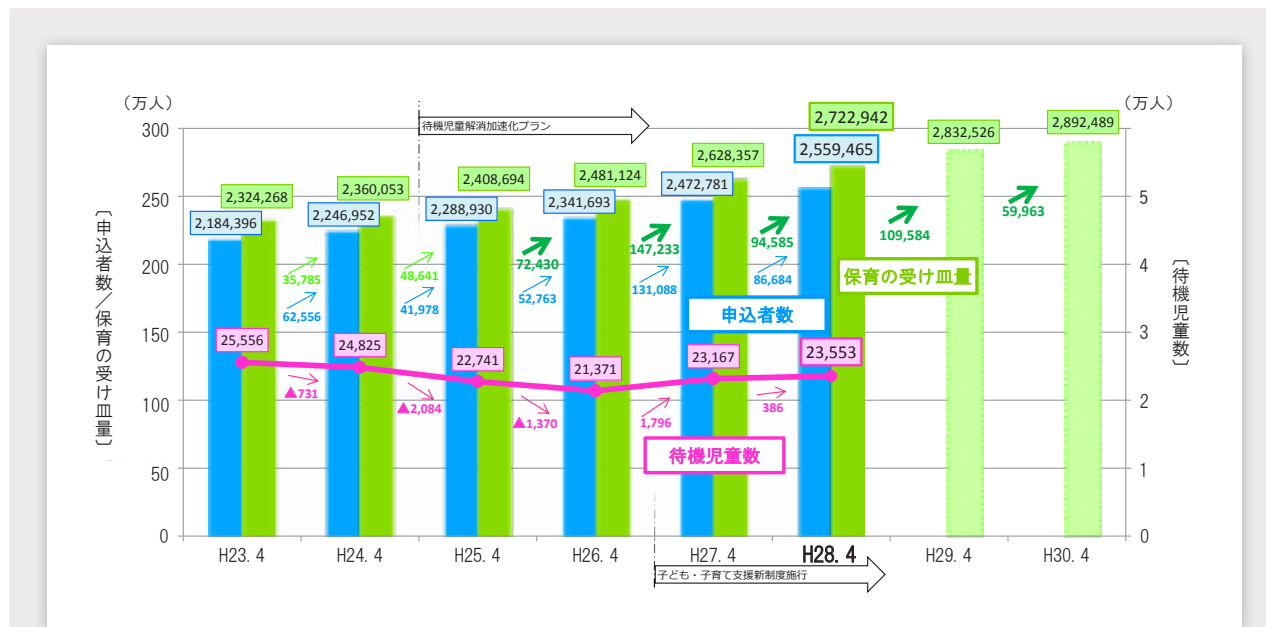
資料：厚生労働省資料

### 待機児童解消加速化プラン等

安倍内閣は、待機児童問題を最優先課題と位置付け、2013（平成25）年4月に、2017（平成29）年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとした「待機児童解消加速化プラン」を発表したが、その後の待機児童数増加を受け、2015（平成27年）11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、整備目標を約50万

人分に上積みしている。2013年度から2015年度までの3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、2017年度までの5か年の合計では、約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。さらに、2016（平成28）年度から実施している企業主導型保育事業によりさらに約5万人分の保育の受け皿拡大を進めていくこととしている。（第2-1-7図、第2-1-8図）

第2-1-7図 待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況



資料：厚生労働省資料

第2-1-8図 待機児童解消加速化プラン

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

- ◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。  
※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分⇒50万人分)。
- ◆各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

| 平成25年度       | 平成26年度   | 平成27年度  | 平成28年度       | 平成29年度  | 5か年合計    |
|--------------|----------|---------|--------------|---------|----------|
| 72,430人      | 147,233人 | 94,585人 | 109,584人     | 59,963人 | 483,795人 |
| (計 314,248人) |          |         | (計 169,547人) |         |          |

受け皿確保に向けた取組

- 平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し)
- 平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))
  - ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
  - ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
  - ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
  - ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)  
50万人分確保時の利用率  
**1・2歳児 : 35.1% → 42.2% → 48.0%**  
<【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 77%(2020年)>  
(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数  
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



資料：厚生労働省資料

2016年3月には、厚生労働省において、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」が公表され、保育の受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、保育の受け皿や人材確保のための施設整備促進等の措置を実施することとした。その一環として、幼稚園においても、地域の実情に応じて積極的に待機児童問題に対応するため、幼稚園における一時預かり事業や小規模保育事業等を推進している<sup>1</sup>。

2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、保育人材の確保策と合わせた総合的取組により、2017年度末までの待機児童の解消を目指し、さらに、2018(平成30)年度以降も女性の就業

の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組むこととしている。(第1-2-4図)

2016年9月には、厚生労働省において、「切れ目のない保育のための対策」がまとめられた。施設整備や保育人材確保を更に進めるとともに、0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援、保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュ、保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化など、市区町村における待機児童解消に向けた取組の更なる支援を進めることとしている。

1 「幼稚園における待機児童の受入れについて」(平成28年4月22日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)

2017年6月には、今後も女性の就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれる中、「子育て安心プラン」を公表し、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算3年分を2019（平成31）年度末までの2年間で確保し、遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消することとしている。さらに、2022（平成34）年度末までの5年間で、女性就業率80%にも対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を整備することとしている。（第2-1-9図）

また、待機児童数の把握については、特定の保育園を希望する場合などの取扱いが市区町村ごとに異なるとの指摘があることから、厚生労働省において、2016年9月に「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」が設置され、検討が行われた。2017年3月の同検

討会の取りまとめを踏まえ、厚生労働省において、育児休業中の場合については、保育所等に入所できたときに復職することを継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には待機児童に含める旨を示すなど、各地方公共団体宛てに新たな保育所等利用待機児童数調査の調査要領を示したところである。

なお、上記の対策に加え、UR賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、子育て支援施設（保育所、幼稚園、学童保育など）の設置に努めており、2016年度末現在で584件の実績がある。

また、2017年4月に「都市公園法」（昭和31年法律第79号）が改正された（同年6月に施行）ことにより、国家戦略特区内の都市公園における占用特例が一般措置化され、都

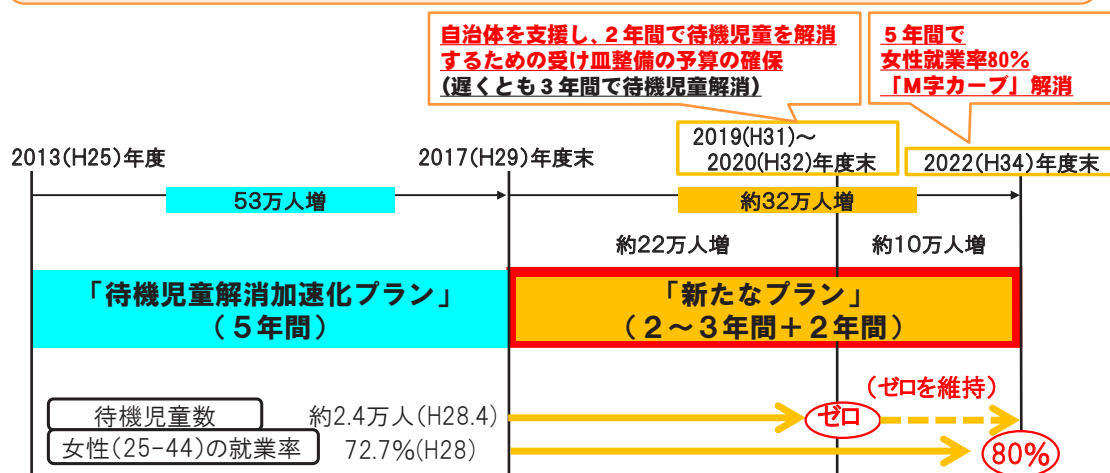
## 第2-1-9図 子育て安心プラン

### 【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。  
（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

### 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



資料：厚生労働省資料

市公園の一部を活用した保育所の設置が可能となった。これによっても保育の受け皿拡大が期待される。

### 「保育人材確保対策」の推進

保育の受け皿拡大を進める中、保育の担い手となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、引き続き、総合的な対策を講じることとしている。（第2-1-10図）

特に保育士の処遇改善には毎年度取り組んでおり、2017（平成29）年度予算では全職員の処遇を2%改善する。また、一律の処遇改善に加え、努力が評価され、将来に希望が持てるよう技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築する。このため、経験年数が概ね7年以上の中堅職員に対しては月額4万円、

経験年数が概ね3年以上の職員に対しては月額5千円の処遇改善を行うこととしている。

2016（平成28）年度第2次補正予算において、保育士の業務負担を軽減するための保育補助者雇上費貸付を拡充するとともに、離職者の再就職支援のための就職準備金貸付の拡充をするほか、保育士の就業継続支援として、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を創設した。

また、2017年度当初予算においては、保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者を拡大するとともに、学生に対するインターンシップを含めた市町村における人材確保の取組を支援する保育人材就職支援事業を創設するなど、更なる人材確保に取り組んでいくこととしている。

## 第2-1-10図 保育人材の確保に向けた総合的な対策

